

木造住宅耐震補助事業のご案内!

追加で募集します!!

松山市では、安全で災害に強いまちづくりの実現のため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修工事費用の一部を補助します。

STEP① まずは耐震診断から始めましょう!!

希望の診断事務所はありますか？

ある

※どちらの制度を利用するかは
自由に選択できます。

ない



【補助制度】Ⓐ

診断費用のうち

最大 4万円 補助

診断費用6万円の場合…自己負担額2万円
(平均診断費用 約6万円)

【派遣制度】Ⓑ

自己負担額は
3,000円 または 9,900円

こちらからオンラインで
申請ができます。



STEP② 耐震改修で地震に強い家に!!

診断の結果、耐震改修が必要と判定された場合は改修補助も受けられます!!

【改修補助】Ⓒ

耐震改修工事費用のうち

最大 100万円 補助

【平均費用】※設計・工事監理費は補助対象外

耐震改修工事費…約 149万円

設計・工事監理費…約 41万円

合計…約 190万円



耐震改修と一体的に
瓦屋根を耐風改修する場合

最大 55.2万円

補助金を加算

追加
募集

※「わが家のリフォーム応援事業」（松山市住宅課）と併用できます。

受付期間：令和6年1月11日から3月29日まで（先着順）

※募集枠に達し次第終了しますので、お早めにお申し込みください。

- 耐震診断・耐震改修は「登録業者」が実施する必要があります。
- 耐震補助事業により工事を実施すると、所得税の減税及び
固定資産税の減額を受けられる場合があります。
- 制度の詳細については、裏面をご覧ください。



11 住み続けられる
まちづくりを



対象となる木造住宅

①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅

(※枠組壁工法(2×4工法等)、丸太組構法、大臣等の特別な認定を得た工法のものは対象外)

②階数が2階以下で、延べ床面積が500m²以下のもの

③次の用途の住宅

・専用住宅(※共同住宅及び長屋住宅は対象外)

・併用住宅(延べ床面積の過半が、住宅の用途に供されているもの)

Ⓐ 松山市木造住宅耐震診断事業(補助制度)

○対象者	対象となる木造住宅の所有者(申込時に「建物の登記事項証明書」等にて確認)
○対象となる 耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき実施する「耐震診断」。
○補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円(限度額4万円)※補助対象経費の額以内

Ⓑ 松山市木造住宅耐震診断事業(派遣制度)

○対象者	対象となる木造住宅の所有者(申込時に「建物の登記事項証明書」等にて確認)
○概要	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。
○自己負担額 (評価手数料)	①愛媛県建築物耐震評価委員会 : 3,000円 (約2か月に1度受付) ②株式会社愛媛建築住宅センター : 9,900円 (随時受付)

Ⓒ 松山市木造住宅耐震改修等補助事業

○対象者	①対象となる木造住宅の所有者(申込時に「建物の登記事項証明書」等にて確認) ②市税等を滞納していない者(申込時に「完納証明書」にて確認)
○対象となる 木造住宅	①松山市木造住宅耐震診断事業による耐震診断を実施して評価を受けた結果、補強が必要(上部構造評点が1.0未満)と判断された住宅。 ②既存住宅に、明らかな法令違反がないもの。
○対象となる 耐震改修工事	①地震に対して安全な構造(上部構造評点1.0以上)となる耐震改修工事。 ②「松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」に基づき実施する耐震改修工事。 ③改修設計者及び工事監理者は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所とする。 ④耐震改修工事業者は、「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者とする。
○対象となる 耐風改修工事	①耐風診断の結果、改修の実施が望ましいと判定された告示基準に適合しない瓦屋根を、基準に適合する屋根構造とする葺き替え工事※1。 ※1 瓦から瓦以外への葺き替え工事も補助対象 ②上記の耐震改修工事と併せて行う工事。
○補助金の額	●耐震改修工事: 補助対象経費の80% (限度額100万円) ●耐風改修工事: 補助対象経費の23% (限度額55.2万円※2)] 最大155.2万円 ※2 耐風改修の補助限度額は、24,000円/m ² に屋根面積を乗じた額または240万円のいずれか低い額に23%を乗じた額とする。

※補助対象経費に消費税及び地方消費税の額を含めることはできません。

※耐震改修等補助事業については、補助金の全部または一部を耐震改修工事業者が直接受け取ることのできる「代理受領制度」を利用できます。

【申込方法等】

- 耐震診断・耐震改修を希望される方は、市役所本庁9階の建築指導課窓口で、事前相談を受け付けます。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、「建物の登記事項証明書」または「建築確認通知書」をご持参ください。
- 各申請書は窓口で配布、または松山市ホームページにて公開していますのでご確認ください。

問合せ先：松山市都市整備部建築指導課 監察・防災担当 ☎ 948-6512 FAX 934-0640